

## 要配慮者利用施設の定義

平成 29 年 6 月 19 日付国水政第 12 号「水防法等の一部を改正する法律の施行について」の第三土砂災害防止法関係（2）避難確保計画の作成の義務化 1）対象となる要配慮者利用施設についてのとおりとしますが、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努めて下さい。

要配慮者利用施設のうち、厚労省に係わる施設は概ねつぎのとおりとします。

### 1. 老人福祉施設

老人福祉法第五条の三に規定する施設

### 2. 有料老人ホーム

老人福祉法第二十九条に規定する施設

### 3. 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

老人福祉法第五条の二 6 に規定する施設

### 4. 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉法第五条第 1 項に規定する施設

### 5. 障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 1 項に規定する施設

### 6. 地域活動支援センター

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 7 項に規定する施設

### 7. 福祉ホーム

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 8 項に規定する施設

### 8. 障害福祉サービス事業の用に供する施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 項に規定する施設

### 9. 保護施設

生活保護法第六章第三十八条に規定する施設

**10. 児童福祉施設**

児童福祉法第七条に規定する施設

**11. 障害児通所支援事業の用に供する施設**

児童福祉法第六条の二の二に規定する施設

**12. 児童自立生活援助事業の用に供する施設**

児童福祉法第六条の三に規定する施設

**13. 放課後児童健全育成事業の用に供する施設**

児童福祉法第六条の三、2に規定する施設

**14. 子育て短期支援事業の用に供する施設**

児童福祉法第六条の三、3に規定する施設

**15. 一時預かり事業の用に供する施設**

児童福祉法第六条の三、7に規定する施設

**16. 児童相談所**

児童福祉法第十二条2に規定する施設

**17. 母子・父子福祉施設**

母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十八条に規定する施設

**18. 母子健康包括支援センター**

母子保健法第二十二條に規定する施設

**19. 病院**

医療法第一条の五に規定する施設

**20. 診療所**

医療法第一条の五、2に規定する施設

**21. 助産所**

医療法第二条に規定する施設

要配慮者利用施設のうち、文科省に係わる施設は概ねつぎのとおりとします。

**22. 幼稚園**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**23. 小学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**24. 中学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**25. 義務教育学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**26. 高等学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**27. 中等教育学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**28. 特別支援学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**29. 高等専門学校**

学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。

**30. 高等課程を置く専修学校**

学校教育法第百二十四条に規定する専修学校のうち、高等課程を置くものに限る。また、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする。